

# 平成14年度街づくり年次報告書



2003年4月  
大和市

## はじめに

この報告書は、大和市みんなの街づくり条例第23条（年次報告）の規定に基づいて、協働の街づくりの推進状況を明らかにするため作成しました。

内容は、主に平成14年度の街づくり組織の活動や市の支援の状況です。

構成については、読みやすくするため、フォントや行間などレイアウトに配慮しました。また、報告書という性質上単調になりやすい内容にアクセントをつけるため、事業に対する市のコメントを入れています。

今回は本書のほか、市民の関心度に合わせた情報提供を行うために報告書のポイントとなる内容を『概要版』としてまとめました。

この概要版を市内の公共施設などで配布し、広く情報提供を行っていきます。

### **参考**...条例第23条（年次報告）

市長は、第10条の規定による登録の状況、第6章の規定による街づくりへの支援の状況その他街づくりの推進状況を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

# 目次

---

第1章 地区計画・建築協定等の活用		
1．地区計画、建築協定等の活用	(第7条)	2
第2章 街づくり組織・計画・協定等		
2．地域街づくり協議会	(第8条)	2
3．地区街づくり推進団体	(第10条)	3
4．その他の街づくり組織	(第20条)	4
第3章 開発事業の協議等		
5．開発事業の協議等	(第13条)	6
第4章 市の支援		
6．地域街づくり協議会への助成	(第16条)	6
7．情報の提供等	(第18条)	6
7-1．街づくりフォーラムやまと2002		
7-2．街づくりサロン		
7-3．街づくり学校		
8．街づくり専門家の派遣等	(第19条)	8
9．市街地開発事業への支援	(第20条)	8
10．表彰	(第22条)	8
第5章 その他		
11．街づくり推進会議		9

## 資料

---



市担当者のコメント

## 第1章 地区計画・建築協定等の活用

### 1. 地区計画、建築協定等の活用(第7条)

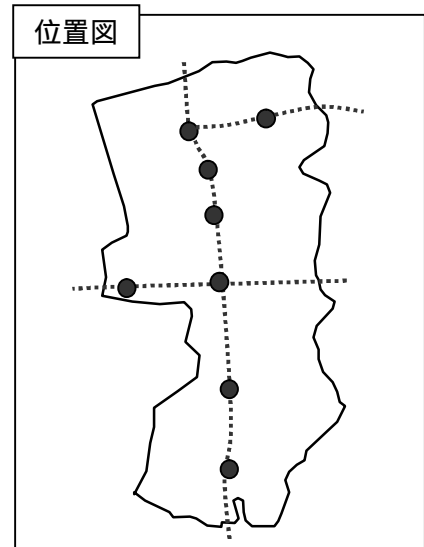
建築協定2地区が締結されました。 [参考](#)...資料1

#### 鶴間台6区建築協定

【公告】平成14年7月22日  
 【内容】建築物の敷地、位置、形態  
 【期間】永年(敷地設定を担保するため)  
 【背景】住宅地としての環境を維持増進

#### コートアベニューつきみ野建築協定

【公告】平成14年12月9日  
 【内容】建築物の敷地、位置、構造、及び用途  
 【期間】10年  
 【背景】分譲宅地開発のため



これまでに建築協定は18地区締結されています。  
 地区計画は5地区、街づくり協定が1地区に定められています。

## 第2章 街づくり組織・計画・協定等

資料2(街づくり組織等位置図)を参照

### 2. 地域街づくり協議会(第8条)

#### 地域街づくり協議会の活動(1団体)

相模大塚まちづくり協議会 [参考](#)...資料3

エリア	桜森、上草柳地内周辺4自治会区域(相模大塚北、上草柳西、桜森、扇野)
代表者	会長 前田邦壽
構成員	委員62名(周辺4自治会及び関係団体、企業より選出)
設立時期	平成4年7月
認定日	平成12年6月28日
活動内容	地域街づくり意識の啓発 街づくりの方向性を示す「地域街づくり計画」の策定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定例会(役員を中心に具体的な活動を検討)(月1回)</li> <li>・ 総会(事業報告・決算報告/事業計画・収支予算・新役員の承認)</li> <li>・ 活動のPR(広報紙の発行1回、『ふれあい広場』、街づくりフォーラムでのパネル展示等)</li> <li>・ 地域街づくり計画作成にむけたアンケート調査の実施・分析                          地域内住民約2400世帯へアンケートの結果、900件の回答があり、そのうちの9割以上から、街づくり計画(案)に対する賛同を得た</li> <li>・ 専門家と計画作成の検討会</li> </ul>

市の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動に対する助言等</li> <li>・助成については、“6.地域街づくり協議会への助成”を参照</li> <li>・専門家派遣については、“8.街づくり専門家の派遣等”を参照</li> </ul>
今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区外在住の地権者などへの街づくり計画(案)の周知と意向把握</li> <li>・まちづくり活動の課題整理</li> </ul>



- ・ いろいろな立場・意見の方をまとめることはたいへんなことです。
- ・ “楽しい”企画を盛り込みながら活動を継続していくことが大切です。
- ・ 地域街づくり協議会1番手として頑張ってください！！

## その他の活動

### つきみ野地域街づくり協議会設立準備会

エリア	つきみ野自治会区域
代表者	会長 伊藤 浩司
構成員	約20名
設立	平成14年7月7日
活動内容	<p>地域街づくり意識の啓発 「地域街づくり協議会」設立のための準備活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定例会(役員が中心となり学習会やイベント等の検討や準備)(月1回)</li> <li>・ 設立総会(活動計画等の承認)</li> <li>・ 啓発のためのイベント <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ワークショップ(2回)「つきみ野街づくり言いたい放題」など</li> <li>・ 学習会「自分の土地を法律的に知ろう」</li> <li>・ タウンウォッチング「つきみ野の街をもっと知ろう」</li> </ul> </li> <li>・ 活動のPR(設立準備会ニュースの発行3回)</li> </ul>
市の支援	・活動に対する助言等
今後の予定	・講演会の開催や広報紙発行などで広く住民に周知をしながら、平成15年度秋に協議会の設立を目指す



- ・ 10件以上の建築協定が締結されている地域です。
- ・ 協議会設立は、街づくりを進めていく上での通過点です。
- ・ 協議会設立後の目標をもって具体的な活動につなげていってください！！

## 3. 地区街づくり推進団体(第10条)

### 地区街づくり推進団体の活動(2団体)

#### 南林間南一条通り商店街街づくり委員会(「南林間南一条通り商店街街づくり協定」H11.7.14 認定)

エリア	南一条通りに面している区域(南林間1丁目1番地先より同7番地先まで)
代表者	委員長 宮東 悠
構成員	委員49名
設立時期	昭和63年9月
登録日	平成11年6月18日
活動内容	街づくり協定の管理運営
市の支援	窓口にて街づくり協定の説明・協力依頼

千本桜街づくり委員会(「千本桜地区地区計画」H13.7.16 告示) 参考...資料 3

エリア	千本桜自治会(福田字乙七ノ区、福田字乙八ノ区、代官一丁目地内)
代表者	会長 越後屋比佐子
構成員	委員 22名
設立時期	平成11年4月
登録日	平成11年6月14日
活動内容	「千本桜地区申し合わせ事項」(地区計画を補完する住民間の約束ごと)の管理運営 公園のリフォームにむけた取組み ・ 定例会(活動内容の検討等)(月1回) ・ 地区内公園の現況調査と地区外公園の視察 ・ 他地区の公園ワークショップに参加(西鶴間2丁目公園)(4回) ・ 活動のPR(会報の発行1回)
今後の予定	・ 他地区の公園づくりの事例を勉強しながら、ワークショップなどにより独自の公園づくりの提案を行う



- ・ 街づくり活動を積極的に行った結果として平成13年度に地区計画が決定しました。
- ・ 今度は、公園づくりに本気モードです。
- ・ 実際の公園整備はまだ先ですが、常に先手の街づくりですね！！

### その他の活動

中央林間地域では、中央林間南自治会が中心となり地区街づくり推進団体の設立に向けた研究活動に取り組んでいます。8月には、活動のきっかけとして開催した「街づくり学校」に多くの方が参加しました。

## 4. その他の街づくり組織(市街地開発事業の準備組織)(第20条)

### 大和駅周辺の再開発事業関連(3団体)

#### 大和駅東側第4街区市街地再開発準備組合

エリア	大和南一丁目8、9、10番地内
代表者	理事長 田代 益廣
構成員	20名
設立時期	平成11年7月8日
活動内容	施設計画案の検討 権利者の合意形成 ・ 総会(通常総会1回と事業計画変更に伴う臨時総会を2回) ・ 準備組合の運営等に関する事項を決定するための理事会(7回) ・ 再開発のしくみの勉強や事業計画案の検討を行う全体会(9回) ・ 先進事業地区の視察(調布市国領駅南地区) ・ 活動のPR(会報の発行3回)
市の支援	・ 活動に対する助言や施設計画案の調整等 ・ 助成については、“9.市街地開発事業への支援”を参照
今後の予定	・ 施設計画案をまとめ、事業の都市計画決定を目指す

### 大和駅東側再開発等促進協議会

エリア	大和駅東側プロムナードを中心とした範囲
代表者	会長 白井 信之
構成員	50名
設立時期	平成2年5月22日
活動内容	街づくりに関する協定の管理 東側各街区との調整 ・まちづくり協定エリア内の建築計画に対する協議を行う管理委員会(1回) ・役員会(東側各街区の状況報告や調整等)(3回)
市の支援	・助成については、“9.市街地開発事業への支援”を参照
今後の予定	・まちづくり協定の管理、東側各街区との連絡調整

### 大和中央四丁目地区市街地再開発協議会

エリア	中央四丁目1～3番地内
代表者	代表幹事 天岸 壽昭
構成員	44名
設立時期	平成13年5月20日
活動内容	再開発事業等に関する勉強会 大和市及び都市基盤整備公団との連絡調整 ・勉強会(商業施設の運営管理や再開発事業の税制について)(2回) ・活動のPR(会報の発行5回) ・役員会(協議会の進め方の検討等)(6回)
市の支援	・活動に対する助言等
今後の予定	・都市基盤整備公団による基本計画案の説明会

### 土地区画整理事業関連(1団体)

#### 大和市下鶴間高木地区緑住土地区画整理組合設立準備会

エリア	大和市下鶴間字甲一号178番地他
代表者	会長 井上 進
構成員	33名
設立時期	平成11年6月23日
活動内容	土地区画整理組合設立にむけた準備活動 ・総会(事業・決算報告/事業計画・収支予算の承認) ・役員会(アプローチ道路の整備等について検討)(5回) ・大和市等関係機関との調整 ・区域決定のための調査・測量等
市の支援	・計画に関する調整等 ・助成については、“9.市街地開発事業への支援”を参照
今後の予定	・事業計画をまとめ平成15年度中に組合設立を目指す

## 第3章 開発事業の協議等

### 5. 開発事業者の協議等(第13条)

「大和市街づくり指導要綱」の事前協議対象物件は、次のとおりです。

年度	平成14年度	平成13年度	平成12年度	平成11年度	
事前協議合計	96	93	89	84	
(内訳)	開発行為	39	46	49	38
	建築行為	40	33	31	38
	ワンルーム	17	14	9	8

要綱に基づき下記の事項について協議をしています。

- ・お知らせ板の設置
- ・近隣住民への説明
- ・最低敷地面積の確保
- ・駐車・駐輪場の確保
- ・緑地等の確保
- ・ごみ停留所の設置
- ・電波障害の防止
- ・下水道の排水施設 など



- ・ 長引く不況から、大規模な開発・建築の計画は横ばいです。
- ・ 計画のほとんどが、分譲マンション建設や戸建て住宅の宅地造成です。
- ・ 都心への交通アクセスがよいなど、住宅地としての立地条件がよいということでしょうか。

## 第4章 市の支援

### 6. 地域街づくり協議会への助成(第16条)

地域街づくり協議会1団体へ助成を行いました。

相模大塚まちづくり協議会 100,000円

- ・ 地域街づくり計画の作成(アンケート印刷費等)及び地域街づくり意識の啓発活動(広報紙作成等)

### 7. 情報の提供等(第18条)

「情報の提供と学習への支援」は次のとおりです。

#### 7-1. 街づくりフォーラムやまと2002 参考...資料4

と き 平成14年10月26日(土) 13:00~16:20

ところ 保健福祉センター

テーマ 気づこう、学ぼう、語ろう みんなの街づくり

内容 第9回街づくり賞表彰式、やまと街づくりクイズ、手話コーラス、パネルディスカッション、事例発表ほか

来場者 約100名



企画運営 街づくりフォーラムやまと 2002 実行委員会(会長：杉浦 宇)

- ・ 6名の実行委員が企画内容を決定した段階で、前日の準備や当日の運営のためにボランティアスタッフを10名増員し、総勢16名のスタッフで開催しました。



- ・ 9回を数えるフォーラムは毎年100～200人の参加者を集めています
- ・ 実行委員の方々には、毎回積極的に運営に携わっていただきありがとうございます
- ・ 第10回は楽しくて盛り上がるフォーラムになるといいですね！！

## 7 - 2 . 街づくりサロン 参考...資料4

市役所4階フロアに街づくりの情報基地として開設(平成6年～)

- ・ 街づくり情報の収集(書籍等約3450点)
- ・ 街づくりに関する情報提供、相談の場
- ・ ホームページ上の「やまと街づくりサロン」による街づくり関連の情報提供

“街づくりサロン通信第12号”発行(H14.12.12)

1300部発行(配布方法：郵送900部 市内公共施設窓口400部)

内容：街づくりフォーラムやまと2002・街づくり賞・街づくり学校ほか

(備考)

第1号(H8.12), 第2号(H9.3), 第3号(H10.1), 第4号(H10.12), 第5号(H11.3), 第6号(H11.8),  
第7号(H12.1), 第8号(H12.11), 第9号(H13.3), 第10号(H13.9), 第11号(H14.3)

## 7 - 3 . 街づくり学校 参考...資料4

入門編(第6期) - 自分たちのまちの計画・ルールづくりについて考えよう -

とき 平成14年8月～10月(全6回)

ところ 林間学習センター

参加者 20名

内容 講義、グループワーク、タウンウォッチング、発表とディスカッション等

とき	テーマ	講師
1 H14. 8.31	街づくりと住民参加	吉田 洋子(宅地開発研究所)
2 H14. 9. 7	街づくりの仕組みを学ぼう	松沼 勝(L.A.U.都市施設研究所)
3 H14. 9.14	まちの計画・ルールづくり	
4 H14. 9.28	タウンウォッチング	大戸 徹(大戸まちづくり研究所)
5 H14.10. 5	自分たちのまちのマップづくり	
6 H14.10.19	街づくりの実践についての話し合い	

(これまでの開催内容)

H 9年度 = 入門編第一期

H10年度 = 入門編第二期、実践編第一期

H11年度 = 入門編第三期、専門編第一期(景観)

H12年度 = 入門編第四期、実践編第二期

H13年度 = 入門編第五期、専門編第二期(景観・防災)



- ・ 中央林間南自治会から多くの方にご参加いただきました。
- ・ 街づくりにおける「仲間づくり」の大切さを感じていただけたと思います。
- ・ 今後の地元の街づくり活動につなげていってください！！

## 8. 街づくり専門家の派遣等(第19条)

街づくり組織や市が主催する街づくり学校などへ8回派遣しました。

### 専門家派遣状況

派遣先	派遣内容	回数
地域街づくり協議会	相模大塚まちづくり協議会(活動に関するアドバイス)	1回
市	街づくり学校入門編第6期の講師	6回
	公共施設の庁内デザイン調整(笹山高架橋塗替)	1回



- ・ 都市計画、景観など幅広い分野の専門家が50名以上登録されています。
- ・ みなさん！街づくり活動に有効に活用してください。

## 9. 市街地開発事業への支援(第20条)

市街地開発事業を目指す準備組織3団体に運営経費等の助成を行いました。

大和駅東側第4街区市街地再開発準備組合 340,000円  
・ 会議費、視察費等の運営経費

大和駅東側再開発等促進協議会 100,000円  
・ 会議費、まちづくり管理委員会運営経費

大和市下鶴間高木地区緑住士地区画整理組合設立準備会 360,000円  
・ 会議費、区域決定のための調査・測量費

## 10. 表彰(第22条)

### 第9回街づくり賞 [参考](#)...資料4

15件の応募の中から下記の5件が受賞しました。表彰は、街づくりフォーラムにて行いました。

### 第9回街づくり賞表彰事例

#### まちのグッドデザイン賞

・ コソール鶴間ライラック通りとリラの丘公園(下鶴間)

#### まちのアクセサリ賞

・ 角と丸の調和(金邸)(つきみ野)  
・ ぜいたくな空間のある平屋(初山邸)(大和東)  
・ 楽しい幼稚園(大和幼稚園)(大和東)  
・ 通りのシンボル「時計台」と森の宿「ふくろう」(南林間一条ハイツ)(南林間)

## 第5章 その他

### 11. 街づくり推進会議

街づくり推進会議は3回開催されました。

#### 会議内容

	と き	内 容
第1回	H14. 7.12	第9回街づくり賞の選定
第2回	H14.11.22	街づくり推進会議の公開について
第3回	H15. 3.10	街づくり賞の選定方法について

街づくり推進会議は、街づくりに関する重要事項について調査審議することを目的に設置された審議機関です。知識経験を有する者、地域街づくり協議会の代表者、関係団体の代表者、公募市民などの11名で構成されています。

#### 街づくり推進会議委員(任期：平成13年4月1日～15年3月31日)

秋山千恵美(知識経験委員)	畑山美和(公募委員)
阿部里永子(公募委員)	邑上守正(知識経験委員：職務代理)
岩井 寿(関係団体委員)	山口 勇(地域街づくり協議会代表者)
河崎民子(知識経験委員)	横溝保男(公募委員)
斉藤 進(知識経験委員)	吉川 章(関係団体委員)
中林一樹(知識経験委員：会長)	(50音順 敬称略)

- 1 . 地区計画・建築協定・街づくり協定一覧
  
- 2 . 街づくり組織等位置図
  
- 3 . 街づくり組織の活動経過  
    相模大塚まちづくり協議会  
    千本桜街づくり委員会
  
- 4 . やまと街づくりサロン通信 第12号
  
- 5 . 大和市みんなの街づくり条例

## 地区計画・建築協定・街づくり協定一覧

## 地区計画

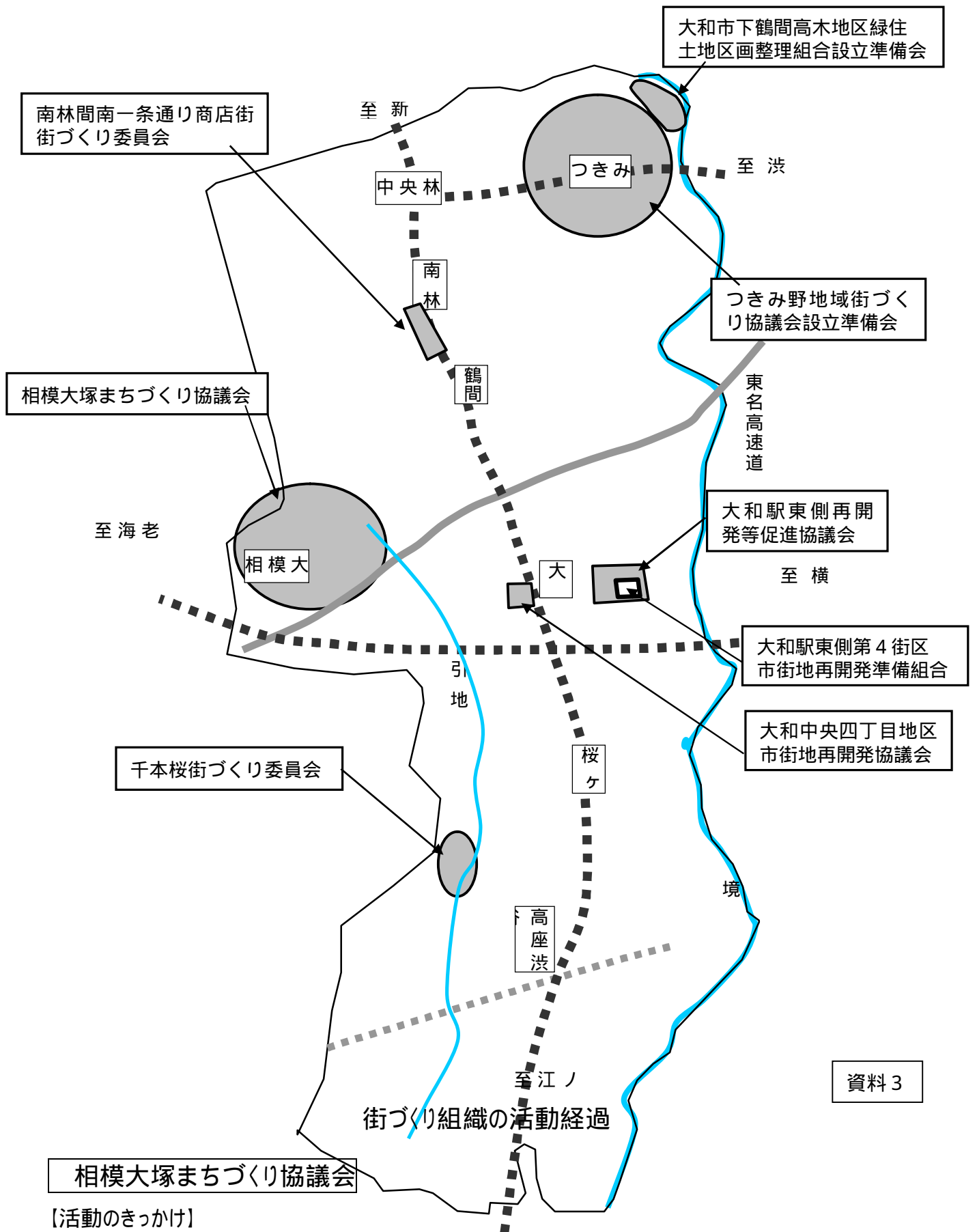
	名称	告示日	背景
1	渋谷北部地区地区計画	H 6. 1.28	土地区画整理事業により整備された地区の保全のため
2	南林間西地区地区計画	H 8. 5.10	地元発意による商業活性化のため
3	神明若宮地区地区計画	H10. 3. 6	土地区画整理事業により整備された地区の保全のため
4	渋谷南部地区地区計画	H11. 1.22	〃
5	千本桜地区地区計画	H13. 7.16	地元発意による住環境保全のため

## 建築協定

	名称	公告日(期間)	背景
1	相鉄上和田第3地区建築協定	H10.11. 2(10年)	地元発意による住環境保全のため
2	つきみ野6丁目8番地建築協定	H12.12.11(10年)	〃
3	つきみ野6丁目第1建築協定	H13. 6.11(10年)	〃
4	つきみ野6丁目6番地建築協定	H13. 7. 3( 5年)	〃
5	つきみ草建築協定	H13. 9.13(10年)	〃
6	つきみ野8丁目13番地建築協定	H 5. 4. 1(10年)	〃
7	大和柳橋建築協定	H 7.12.19(10年)	分譲宅地開発のため
8	つきみ野1丁目9番12建築協定	H 7. 1.31(10年)	地元発意による住環境保全のため
9	つきみ野6丁目7番地建築協定	H13.12. 7( 5年)	〃
10	つきみ野6丁目9番地建築協定	H 8. 8.29(10年)	〃
11	つきみ野7丁目第2建築協定	H 8. 8.29(10年)	〃
12	つきみ野7丁目第1建築協定	H 8.11. 1(10年)	〃
13	プリオールタウン南林間6丁目建築協定	H 8.12 .4(10年)	分譲宅地開発のため
14	つきみ野6丁目1番地地区建築協定	H 9. 7.10(10年)	地元発意による住環境保全のため
15	つきみ野6丁目5番地建築協定	H10.10. 2(10年)	〃
16	西鶴間8丁目建築協定	H12. 5.23(10年)	分譲宅地開発のため
17	鶴間台6区建築協定	H14. 7.22(永年)	住宅地としての環境を維持増進のため
18	コートアベニューつきみ野建築協定	H14.12. 9(10年)	分譲宅地開発のため

## 街づくり協定

	名称	締結日	認定日	背景
1	南林間南一条通り商店街街づくり協定	H11. 6.22	H11. 7.14	地元発意による商業活性化のため



資料3

【活動のきっかけ】

平成2年に相模鉄道より駅前広場の用途変更の申し入れをきっかけに周辺4自治会が中心となりまち

づくりの検討を始めた。

#### 【活動の経過】

4年度	・周辺4自治会を中心に相模大塚まちづくり委員会結成
5年度	・意識啓発のためイベント等開催（タウンウォッチング、講演会）   ・まちづくりの調査研究（勉強会・先進都市視察）
7年度	・意向把握のためのアンケート調査など
8年度	・まちの将来像を描いた『相模大塚まちづくり基本構想(案)』作成
12年度	・「地域街づくり協議会」に認定（6月） ・まちづくり講演会開催「みんなで考えよう街づくり」（10月） ・街づくり学校実践編に参加（2月） 【市の支援】補助金として10万円助成、専門家派遣4回
13年度	・相模大塚まちづくり基本構想(案)の見直し 【市の支援】補助金として10万円助成、専門家派遣1回

### 千本桜街づくり委員会

#### 【活動のきっかけ】

敷地分割や共同住宅建設などの生活環境の変化が起こり、「せめて今くらいの環境を守りたい」との願いから街づくりについて研究を始めた。

#### 【活動の経過】

平成10年度	・自治会が中心となり、「千本桜街づくり準備委員会」結成
11年度	・「千本桜街づくり委員会」発足（4月） ・「地区街づくり推進団体」に登録（6月） ・『千本桜街づくり構想』が「地区街づくり方針」に認定（7月） ・ルールづくりへの取組（アンケート実施・ブロック別懇談会など） 【市の支援】専門家の派遣12回
12年度	・ルール(案)反対者への対応 ・地区計画にむけて住民の概ねの賛同を得る（12月） 【市の支援】活動費の助成(221,680円)
13年度	・『千本桜地区地区計画』決定（7月16日） ・地区計画を補完するために『千本桜地区の申し合わせ事項』作成 【市の支援】活動費の助成(94,160円)

# やまと街づくりサロン通信

## 街づくりフォーラムやまと2002

### 「気づこう 学ぼう 語ろう みんなの街づくり」

市民と市による協働の街づくりを推進するために「街づくりフォーラムやまと2002」が10月26日(土)保健福祉センターで約100名の参加者を集め開催されました。今回のテーマは、「気づこう 学ぼう 語ろう みんなの街づくり」。クイズや事例発表を通して、これからの街づくりをどのように進めていけばよいかを会場のみなさんと一緒に考えました。

#### やまと街づくりクイズ

“大和市の人口密度は？”“鉄道の駅はいくつ？”など参加者に自分たちが住んでいるまちについて、気づき・学んで



もらうために大和市に関するクイズを10題出題。最高正解者には、記念品が贈られました。

#### 事例発表「わたしの街づくり体験」

市内で街づくり活動を行っている3名の方がそれぞれの活動を発表しました。

引地川沿いを美しくする会の平野千枝子さん  
20年以上にわたり、引地川沿いの清掃や花いっぱいプランターを置くなどの活動を行っている。

千本桜街づくり委員会の越後屋比佐子さん  
「せめて今くらいの住環境を守りたい」との願いから住民が主体となり、まちのルールづくりを行った。

街づくり学校第1期卒業生の小杉皓男さん  
街づくり学校を卒業後、フォーラム実行委員会や地域の街づくり活動に参加している。

#### 手話コーラス

休憩の後に、大和高校手話同好会のみなさんが手話コーラスにより楽しいひと時を与え、会場内は和やかな雰囲気に包まれました。



#### パネルディスカッション

事例発表をした3名が「これからの街づくりを考える」というテーマで、会場からの質問を受けながら、それぞれの想いを語り合いました。



平野さんは、「地域の活動は、長い年月と一緒に活動をしてくれるメンバーが必要。できるだけ短時間で、楽しい活動にすることが、継続させるポイント。」、また越後屋さんは「街づくりで大切なことは、まず住民相互のコミュニケーションをとること。それが友好的な話し合いにつながっていく。」と会場にむけてアドバイスされました。

小杉さんは、「街づくり学校に参加したことで、やまとのまちについて真剣に考えている人たちに出会



た。今後は様々な知識や経験をもったひとが活躍できるシステムをつくっていきたい。」と提案。

最後にコーディネーターの鈴木俊治さん(まちづくりプランナー)が、『それぞれの活動は、自分たちが大切に思っていることを、できる範囲内で楽しくやっている。活動の原動力になるのは、「そのまちに住み続けたいという気持ち」。その気持ちがあれば、長期間活動を継続していくことができる。』とまとめました。



## 街づくりフォーラムやまと2002実行委員会



あいさつする杉浦会長

街づくりフォーラムは、毎年市民による実行委員会形式で開催しています。今年も、公募により集まった6名の企画スタッフが、昨年の10月から活動を始めました。全体の構成が決まった時点で新たに10名の実行スタッフを加え、総勢16名の実行委員で当日の運営を行いました。企画・運営に携わった実行委員の方に自らの想いを語っていただきました。

### 実行委員会 企画スタッフ 永井 圭子さん

当日の役割は？



フォーラム全体の司会を担当しました。とても緊張しました。

実行委員会に参加したきっかけは？  
市が主催する街づくり学校に参加したことが、きっかけとなりこの実行委員会に応募しました。

フォーラムが終わった後の率直な感想は？

フォーラム最後のセリフを言い終えた瞬間、張り詰めていた気持ちが一気に解けて不思議な充実感に変わりました。

企画スタッフの会議はどんな雰囲気でしたか？

昨年10月から1年間で18回にわたる委員会に参加していく中で、「街づくり」ということがだんだん身近になってくるのを感じました。初めて会った者どうしの十人十色の思いを「市民が街づくりに参加するきっかけづくり」につながるようなフォーラムに作り上げる醍醐味も味わいました。



最後に一言…。

今回のフォーラムは、街づくりクイズや高校生によるコーラス、事例発表とパネルディスカッションなど、どれも参加者のみなさんにはきっと楽しんでいただけたと思います。来年は、より多くの市民が参加をして、街づくりフォーラムを盛り上げていきましょう！

### 実行委員会 実行スタッフ 加藤 弘さん

当日の役割は？



会場設定や舞台転換を行いました。初めは、何をやってよいのかとまどいました。

実行委員会に参加したきっかけは？

昨年のフォーラムは、客席から勉強しました。今回は、フォーラムを運営する側として参加してみようと思いました。

加藤さんにとって街づくりとは…？

多くの方々に街づくりの重要性を理解していただくことが、大きなポイントになると思います。そのために多くの方に宣伝をし、参加をしてもらうことが大切です。そして、街づくりを市と住民が一体となって考え、行動し、広げていき、大きな街づくりを進めていく必要があると思います。

私は、阪神淡路大震災の復興の時にボランティアとして参加しました。災害にも強い街づくりが必要だと思っています。



最後に一言…。

実行委員会や行政の方々と一体となり、スムーズに作業が進み、ためになる話も聞けてたいへん勉強になり、本当に楽しい街づくりフォーラムでした。



今年の実行委員会では、時には3時間にも及ぶ会議を重ね、参加者に楽しんでもらえるようなテーマ・企画を考えました。当日のお越しいただいた方には、その想いを感じていただけたと思います。

今後も市民が企画するフォーラムを、気づき・学びそして、みんなの想いを語り合える楽しい場としていきたいと思っています。

# 街づくり学校入門編第6期開催!

街づくり学校入門編が林間学習センターにて、8月31日～10月19日(全6回)で開催、20名の市民が参加しました。今回は中央林間地区を題材に、自分たちのまちの将来像を描く計画・方針づくりや建物の建て方などのルールづくりを学びました。1～3回目で街づくりの基礎知識を学び、4～6回目でタウンウォッチングを行って、班ごとにまとめ、みんなで街づくりの進め方について話し合いました。6回目の授業の最後には、市長から参加者全員に修了証書が渡されました。



街づくりって何だろう?



タウンウォッチング



班ごとにマップづくり



発表

今回の街づくり学校では、中央林間南自治会のエリアから多くの方の参加がありました。中央林間南自治会は、H13年から自分たちの地区の街づくりを考えようと勉強会を開いています。今後の街づくり活動に活かそうと街づくりの考え方や進め方を熱心に学び、議論を交わしていました。参加者の感想をご紹介します。

初回の授業では、自己紹介の際に紹介カードに似顔絵記入欄があり、絵を描くのが苦手で戸惑いましたが、講義では「交通の利便性」「まちの安全性」「地域の拠点」「居住環境」「自然環境」等の内容がよくわかりました。

3回目以降の授業で「まちの計画」「ルールづくり」「自分達のまちは自分達で守る」「住民発想のできる街づくり」を学び、そして自分たちの住んでいるまちをタウンウォッチングしました。当日は、雨降りでしたが、班6名で歩き、雨降りでないといわからない道路の水溜り、ブロック塀等で見通しの悪い交差点や通学路等を発見しました。

街づくり学校全体を通じて市の役割・市民の役割、そして街づくりの基本的な考え方等を学びました。

修了式には土屋市長から修了証書を手渡していただき感激しました。次回も、このような企画がありましたら是非参加したいです。

今回の街づくり学校で学んだことを生かし、地域に密着した街づくりに参加していきます!!

卒業生 金子 喬

入門編第6期を10月19日に無事卒業できました。土屋市長から修了証書を受けたときには、少々緊張したが清々しく、そして真摯な気持ちになりました。街づくり一年生が輝いた一瞬でした。

振り返れば、第4回目の授業はタウンウォッチングがテーマでした。あいにくの雨の中を各グループに分かれ、地図を持ってまちを歩いて見て、改めて中央林間地域の緑の豊かさと静かな住宅環境の良さを再発見しました。また、一方では、路上の違反駐車、車いすでは通れない道、大雨による水溜りの道などの問題が生じていることも発見し、街づくりの計画やルールづくりの難しさを感じました。

今回の街づくり学校を体験し講師の親しみやすい指導に好感が持てました。また、みんなで意見を出し合いながらタウンマップを作ったときの充実感、街づくりと仲間づくりの楽しさも経験しました。

次回も、是非参加して一步一步勉強を始めたいと思います!!

卒業生 梶原 照子

今回の学校で、日頃、気が付いていない自分たちの住んでいるまちの良さや問題点を再発見したり、みんなで考えることの大切さ、楽しさを感じていただいたようです。参加した皆さんは、今回発見した身近なまちの課題を整理し、地域の街づくり活動につなげていただきたいと思います。



# 第9回大和市街づくり賞

街づくり賞は、快適な街づくりを推進し、大和らしいまちを創造することを目的に、街づくりに貢献した団体や個人の活動、うるおいある街並みや建物（まちのグッドデザイン賞）、ちょっとした工夫により街に彩りを与えている小事例（まちのアクセサリ賞）を表彰します。今回は12件の応募の中から5件が受賞し、表彰は街づくりフォーラムで行われました。（活動部門の応募はありませんでした。）

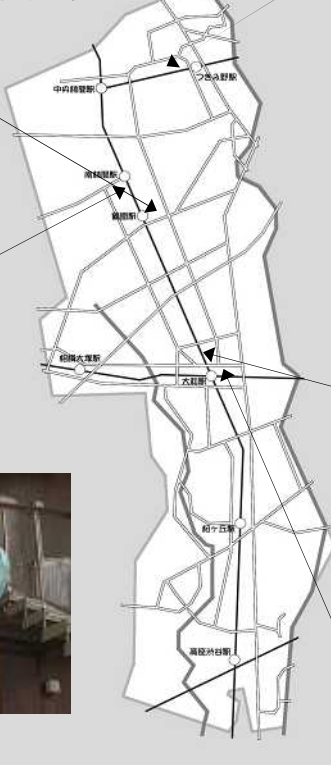
街づくり賞の応募は、随時受付ています。あなたのお勧めスポットをお知らせください。

まちのグッドデザイン賞      まちのアクセサリ賞

「コンフォール鶴間ライラック通りとリラの丘公園」  
都市基盤整備公団(下鶴間)



ワークショップによりつくられた防災機能を備えた公園と団地全体が潤いある空間を演出しています



通りのシンボル「時計台とふくろう」  
南林間一条ハイム(南林間)



「時計台」と「ふくろう」のいずれも、まちのアクセントとなっています

「角と丸の調和」 金邸(つきみ野)



親しみの感じられる門がデザインされ、手作り感覚で暖かみのある景観を生み出しています

「ぜいたくな空間のある平屋」  
初山邸(大和東)



塀をセットバックした空間は外向きに植栽され、和風の住宅と一体となって地域の魅力をだしています

「たのしい幼稚園」  
大和幼稚園(大和東)



幼稚園らしい夢のあるデザインが工夫され、道行く人に親しみと安心感を与えています

## 《受賞者の声》大和幼稚園

ゆるやかな曲線を描く青色の柵、そこから動物たちが道行く人々に愛嬌を振りまいています。自分の園ながら、この前に立って動物モニュメントを見るのが大好きです。園庭は、夏は木陰で過ごしやすく、冬は葉が落ち暖かな太陽の光を届けてくれます。「大きく深呼吸した時に風が通り花の香りがし、元気な子供たちの声が聞こえ楽しい美しい建物が目に入る、そんな町が大和であってほしい」、そんな思いが届いたのでしょうか、「たのしい幼稚園」が街づくり賞を頂き、これからの励みとしていきたいと思ひます。

## 大和市みんなの街づくり条例

平成10年3月26日公布

## 目次

- 第1章 総則（第1条～第7条）
- 第2章 地域街づくり協議会（第8条・第9条）
- 第3章 地区街づくり推進団体（第10条・第11条）
- 第4章 街づくり協定（第12条）
- 第5章 開発事業（第13条～第15条）
- 第6章 街づくりへの支援（第16条～第22条）
- 第7章 雑則（第23条・第24条）
- 附則

## 第1章 総則

## （目的）

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第18条の2の規定に基づき本市の都市計画に関する基本的な方針として定めた大和市都市計画マスタープランの実現のために、街づくりの基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、街づくりを推進するために必要となる基本的な事項を定めることにより、市民、事業者及び市の協働による総合的かつ計画的な街づくりを推進することを目的とする。

## （用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域 本市内において、歴史的、文化的及び地理的につながりを持つ一定の区域をいう。
- (2) 地区 地域における一定の区域をいう。
- (3) 住民等 地域及び地区内に住所を有する者並びに地域及び地区内の土地又は建物の所有者、占有者及び利害関係人をいう。

## （基本理念）

第3条 街づくりは、誰もがいつまでも住み続け、活動を続けることのできる街の実現を目指して、市民、事業者及び市が相互の責任と信頼の下に、協働して行われなければならない。

## （市民の責務等）

第4条 市民は、前条に定める街づくりの基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、街づくりに参加する権利と責任を有する。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念のっとり、街づくりに関する学習及び活動に主体的に取り組むとともに、市が実施する街づくりに関する施策に協力するように努めなければならない。

## （事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念のっとり、良好な街づくりに貢献する責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念のっとり、その事業活動を行うに当たっては、市が実施する街づくりに関する施策に協力するように努めなければならない。

## （市の責務）

第6条 市は、基本理念のっとり、街づくりに関し必要な調査を行うとともに、基本的かつ総合的な施策を策定し、計画的に実施する責務を有する。

2 市は、基本理念のっとり、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、市民の意見を十分に反映させるように努めなければならない。

3 市は、基本理念のっとり、市民が主体的に街づくりに参加するために必要な支援を行うように努めなければならない。

## （地区計画、建築協定等の活用）

第7条 市民、事業者及び市長は、地域及び地区の状況に応じた街づくりを推進し、並びに良好な市街地環境及び近隣社会を形成するために、相互の理解と協力の下に、地区計画（法第12条の4

第1項第1号に規定する地区計画をいう。以下同じ。）、建築協定（建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条に規定する建築協定をいう。以下同じ。）及び第12条に規定する街づくり協定を活用するように努めなければならない。

## 第2章 地域街づくり協議会

## （地域街づくり協議会）

第8条 市長は、地域の街づくりに関する連絡調整その他地域の街づくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とした団体で、次に掲げる要件を満たすものを、地域街づくり協議会として認定することができる。

- (1) その構成員が住民等であること。
- (2) その活動が、当該地域の住民等の支持を得ていると認められること。
- 2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、地域街づくり協議会の認定に当たっては、あらかじめ、大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）の規定に基づき設置された大和市街づくり推進会議（以下「推進会議」という。）の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、地域街づくり協議会を認定したときは、その旨を公表しなければならない。

## （地域街づくり計画）

第9条 市長は、地域街づくり協議会が地域の街づくりに推進するために地域の土地利用等について定めた計画を、地域街づくり計画として認定することができる。

- 2 地域街づくり協議会は、前項の規定による認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、地域街づくり計画の認定に当たっては、あらかじめ、推進会議の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、地域街づくり計画を認定したときは、その旨を公表しなければならない。

## 第3章 地区街づくり推進団体

## （地区街づくり推進団体）

第10条 市長は、地区の街づくりに推進することを目的とした団体で、別に定める要件を満たすものを、地区街づくり推進団体として登録することができる。

- 2 前項の規定による登録を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、地区街づくり推進団体を登録したときは、その旨を公表しなければならない。

## （地区街づくり方針）

第11条 市長は、地区街づくり推進団体が地区の街づくりに推進するために定めた活動の具体的な方針を、地区街づくり方針として認定することができる。

- 2 地区街づくり推進団体は、前項の規定による認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、地区街づくり方針の認定に当たっては、あらかじめ、推進会議の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、地区街づくり方針を認定したときは、その旨を公表しなければならない。

#### 第4章 街づくり協定

- 第12条 市長は、地区街づくり方針の実現等のために、住民等が締結した協定で、別に定める要件を満たすものを街づくり協定として認定することができる。
- 2 前項の規定による認定を受けようとする住民等は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、街づくり協定の認定に当たっては、あらかじめ、推進会議の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、街づくり協定を認定したときは、その旨を公表しなければならない。
- 5 市長は、街づくり協定の管理運営に関して、必要な支援を行うことができる。

#### 第5章 開発事業

(開発事業の協議等)

- 第13条 次の各号に掲げる事業(以下「開発事業」という。)のいずれかを行おうとする者(以下「開発事業者」という。)は、開発事業を行う前に、当該開発事業の計画について市長と協議しなければならない。ただし、法第4条第15項に規定する都市計画事業については、この限りでない。
- (1) 法第4条第12項に規定する開発行為で、法第29条に規定する許可を要するもの
- (2) 大和市中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例(平成9年大和市条例第9号)第2条第1号に規定する中高層建築物の建築
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認めるもの
- 2 市長は、前項の協議に当たっては、良好で安全な市街地を形成するために必要となる指導及び助言をすることができる。

(勧告)

- 第14条 市長は、開発事業者が前条第1項の規定による協議に応じない場合又は同条第2項の指導に従わない場合において、必要があると認めるときは、当該開発事業者に対し、協議に応じ又は指導に従うよう勧告することができる。

(公表)

- 第15条 市長は、開発事業者が前条の勧告に従わない場合において、特に必要があると認めるときは、当該開発事業者の意見を聴いたうえで、当該事実を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、推進会議の意見を聴かなければならない。

#### 第6章 街づくりへの支援

(地域街づくり協議会への助成)

- 第16条 市長は、地域街づくり協議会に対し、その運営及び活動に要する経費の一部を助成することができる。

(地区街づくり推進団体への助成)

- 第17条 市長は、地区街づくり推進団体に対し、当該地区街づくり推進団体が行う街づくりに関する活動に要する経費の一部を助成することができる。

(情報の提供等)

- 第18条 市長は、地域街づくり協議会、地区街づくり推進団体その他市民の自主的な街づくりに関する活動に対し、街づくりに関する情報の提供及び学習への支援を行うものとする。

(街づくり専門家の派遣等)

- 第19条 市長は、市民の自主的な街づくりに関する活動を推進するために、地域街づくり協議会、地区街づくり推進団体等に対し、街づくりの専門家の派遣その他技術的支援を行うことができる。

(市街地開発事業への支援)

- 第20条 市長は、法第12条第1項各号に掲げる市街地開発事業を推進するために、当該市街地開発事業を行おうとする者及び団体に対し、必要な支援を行うことができる。

(地区施設等への支援)

- 第21条 市長は、地区計画、建築協定及び第12条に規定する街づくり協定を活用した街づくりを推進するために、法第12条の5第2項に規定する地区施設等について、必要な支援を行うことができる。

(表彰)

- 第22条 市長は、良好な街づくりに貢献したと認められる街づくりに関する活動及び街づくりの事例を表彰することができる。
- 2 市長は、前項の規定により表彰するときは、あらかじめ、推進会議の意見を聴くものとする。

#### 第7章 雑則

(年次報告)

- 第23条 市長は、第10条の規定による登録の状況、第6章の規定による街づくりへの支援の状況その他街づくりの推進状況を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(委任)

- 第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年10月1日から施行する。ただし、第7条(街づくり協定に関する部分に限る。)、第8条から第12条まで、第16条、第17条、第18条(地域街づくり協議会及び地区街づくり推進団体に関する部分に限る。)、第19条(地域街づくり協議会及び地区街づくり推進団体に関する部分に限る。)、第21条(街づくり協定に関する部分に限る。)及び第23条の規定は、平成11年4月1日から施行する。

(大和市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

- 2 大和市附属機関の設置に関する条例(昭和33年大和町条例第9号)の一部を次のように改正する

別表に次のように加える。

大和市街づくり推進会議	大和市みんなの街づくり条例(平成10年大和市条例第7号)の規定に基づき、街づくりに関する基本的事項又は重要事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は街づくりの推進に関する事項につき、市長に意見を述べる。	13以内
-------------	--	------

(大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年大和市条例第9号)の一部を次のように改正する。

(省略)

平成14年度街づくり年次報告書

---

発行 大和市

編集 大和市 都市部 都市整備課 街づくり推進担当

住所 〒242-8601 神奈川県大和市下鶴間 1-1-1

TEL. 046-260-5483

FAX. 046-264-6105

E-Mail t-seibi@gov.city.yamato.kanagawa.jp

URL <http://www.city.yamato.kanagawa.jp/t-seibi/index.htm/>

発行日 平成15(2003)年4月

---